

令和5年度和歌山県宿泊施設誘致促進動画等制作業務 仕様書

本仕様書は、和歌山県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する「令和5年度和歌山県宿泊施設誘致促進動画等制作業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1 適用

本仕様書は、下記業務について適用する。

2 業務名

令和5年度和歌山県宿泊施設誘致促進動画等制作業務

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日（金）まで

4 事業費

5,500,000円（消費税及び地方消費税含む。契約上限額）

5 目的

近年、全国的に富裕層旅行者を受け入れる高級宿泊施設が不足している。このことは、和歌山県も例外ではなく、和歌山県へ旅行を検討している富裕層の獲得機会の損失に繋がっている。本県には、美しい海・山・川、豊かな農作物・果物、熊野・高野山の世界遺産など、上質な観光資源があるとともに、関西国際空港や南紀白浜空港など、東京・海外等からのアクセスに優れた交通インフラも整備されている。

本県の優れた立地環境や宿泊施設誘致の取り組み等について動画を活用したプロモーションを展開することにより、高級宿泊施設の開業に関心を持つ投資家及び事業者の本県への進出促進を図ることを目的とする。

6 業務内容

投資家およびホテル事業者に対し、本県のホテル候補地を提案し、魅力を伝える宿泊施設誘致促進動画の制作および写真撮影とする。

本業務の目的および本県の地域の特徴や魅力を理解し、業務を行うものとする。

（1）企画

「投資家及び事業者の本県への訪問の機会をつくる」「本県でのホテル事業の展開に可能性を感じる」の要素を折り込み制作すること。

- ・目的遂行のため、複数年使用可能なものにする。
- ・多言語対応のものであること。

（2）撮影

- ・甲が指定する場所の撮影を行うこと。
- ・ホテル候補地の眺望および空撮映像を取り入れること。

- ・ホテル候補地の立地環境が分かる映像にすること。
- ・視聴者の心をつかむような映像に仕上げること。
- ・動画内容の性質等に応じて、創意工夫を凝らしたものにすること。
- ・ストーリー性を持たせるために候補地周辺の観光資源を取り上げることは差し支えない。
- ・撮影場所、撮影時間等を工夫し、必要となる調整および撮影許可等の各種手続は、乙において行うこと。

(3) 規格

- ・数量・種類は最低限次のとおりとする。

なお、下表記載の①～③は以下「動画等【番号】」（例. 動画等①）という。

	動画内容	時間	本数
①	誘致プロモーション動画	5分程度	1本
②	候補地別の誘致プロモーション動画	1～2分程度	7本
③	候補地のメインイメージとなる写真		20枚

- ・動画等①②について画面縦横比を16：9とする。
- ・動画等①②の解析度はフルハイビジョン以上とする。
- ・動画等①②について多言語対応とする。
- ・動画等①②はデータで提供することとし、MP4方式とする。
- ・動画等③はデータで提供することとし、JPEG方式とする。
- ・動画等①②③はその他拡張子でのデータの提供を求める場合がある。

(4) 撮影地（予定）

- ・動画等①

和歌山県全域

- ・動画等②③

有田市、由良町、印南町、白浜町、串本町、太地町、那智勝浦町 他

※撮影地の詳細については協議の上、決定する。

(5) 諸経費等の支払い

本業務において発生するすべての諸費用は、契約金額の範囲内で受注者が支払うこと。

7 成果物の提出

(1) 委託業務実績報告書（企画概要、制作したコンテンツ）

- ・紙媒体およびUSBメモリ等に格納して提出すること。

(2) 業務に関して作成した全ての成果物

- ・作成した映像データ・写真等をUSBメモリ等に格納して提出すること。

(3) 提出期限

- ・令和6年3月29日（金）

(4) 提出場所

- ・和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課サービス産業立地室

8 留意事項

- (1) 成果物の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、甲に帰属するものとする。ただし、当該著作物のうち乙が従前より保有するものの著作権は、乙に留保されるものとし、乙は甲及び甲が認める第三者の必要な範囲で甲及び甲が認める第三者に無償で使用することを許諾するものとする。また、動画の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は乙が負うものとする。
- (2) 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続きは乙において行うこと。
- (3) 撮影において、必要となる調整及び撮影許可等の各種手続きは、乙において行うこと。
- (4) 動画に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、乙の責に帰すべき事由による場合を除き、乙の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、甲に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 甲は、本事業で納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、SNS、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、放送等）することができる。
- (6) 甲は、和歌山県の魅力を広く紹介・PRすることを目的に成果物を加工、編集することができる。
- (7) 甲は、和歌山県の魅力を広く紹介・PRすることを目的に成果物を二次利用する場合がある。
- (8) 甲が認めた第三者が、和歌山県の魅力を広く紹介・PRすることを目的に成果物を二次利用する場合がある。
- (9) 業務中に、乙の責に帰すべき理由による動画の不良個所があった場合は、乙は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これにかかる経費は乙の負担とする。
- (10) 業務の履行に当たっては、関係法令を遵守し、甲が意図する業務条件を満足させ、当該業務の目的を果たすよう実施すること。
- (11) 乙は、当該業務の実施に際して入手又は利用した情報を、甲へ提供すること。
- (12) 乙は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託業務終了後も同様とする。
- (13) 業務実施に際しては、各作業の進捗状況の把握を徹底するとともに、常に甲との連絡を密にし、進捗状況に応じて、その都度必要な打合せを行う等、当該業務を適切に行うこと。なお、制作した動画の内容について甲の承認を得た後に、情報発信を行うこと。また、打合せ内容については記録に残すこと。
- (14) 乙は、甲の指示に誠意をもって適正に対応すること。
- (15) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえ

で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、甲又は第三者が損害を受けた場合は、全て乙の責任と負担により、現状回復、及びその他賠償等について対応すること。

- (16) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書に記載のない細部について不明な点が生じたときは、速やかに甲と協議し、その指示に従うこと。